

令和 5 年度

業務適正化評価報告書審査意見書

令和 6 年 10 月

鳥取県監査委員

第 8 4 号  
令和 6 年 10 月 17 日

鳥取県知事 平井伸治様

鳥取県監査委員 高務裕子

鳥取県監査委員 牧田宗大

鳥取県監査委員 山根 こころ

鳥取県監査委員 川部 洋

#### 令和 5 年度業務適正化評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、審査に付された令和5年度業務適正化評価報告書について、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して審査をしたので、審査意見書を別紙のとおり提出します。

目 次

令和5年度業務適正化評価報告書審査意見書

第1 審査の概要 -----	1
1 審査の対象 -----	1
2 審査の着眼点 -----	1
3 審査の実施内容 -----	1
第2 意見 -----	1
(参考) 審査の内容 -----	4

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和5年度業務適正化評価報告書

## 2 審査の着眼点

### (1) 評価手続に係る記載の審査

- ① 評価体制、評価対象期間及び評価基準日、評価範囲、全庁的な業務適正化の評価項目並びに評価方法等について、著しく不適切又は不十分な点がある場合には、指摘を行い、長は、必要に応じて、評価のやり直しを行う。
- ② 評価範囲に含まれるべき業務適正化対象事務について不足なく評価されているか、評価項目に対応する業務適正化の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないかといった観点から検証する。

### (2) 評価結果に係る記載の審査

- ① 長が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているかどうか、是正された整備上の重大な不備が評価基準日までに正しく是正されたかといった観点から検証する。
- ② 長によって把握されていない業務適正化の不備を把握した場合には、把握した段階で早期の改善又は是正を求めた上で、重大な不備については、審査意見として記載する。
- ③ 整備上の重大な不備又は運用上の重大な不備とすべきものがあるときは、評価結果に係る記載は相当ではなく、業務適正化対象事務に係る業務適正化は有効に整備又は運用されていないものとして、審査意見として記載する。

## 3 審査の実施内容

基本方針、推進所管課発出通知、関係データベース及び関係書類等の確認、また推進所管課及び評価所管課への事務監査及び本監査のほか、実地確認を行い、各部局における職員に対する質問等を実施するとともに、その他の監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

## 第2 意見

### (1) 評価手続

個人情報管理について、令和5年度における評価基準（不備と重大な不備）を見直し、質的重要性の評価において「オ 県民の権利利益を害するおそれが大きいもの。」の項目が新たに追加されたところである。

しかしながら、事案が重大か否かの判断は一貫性をもって行われるべき

であり、また、重要性の具体的な判断基準を示すことは当該個人情報を取り扱う職員への注意喚起にもつながる。

については、個人情報管理の評価基準について、不備と重大な不備が明確となるような基準や例示を検討されたい。

さらに、不備か重大な不備かどうかにかかわらず個人情報の漏洩防止は緊要であり、引き続き一つ一つの案件を分析し未然防止に向けた対応を検討されたい。

## (2) 評価結果

令和4年度から業務点検チェックリストの中間評価を新たに追加し、年2回の自己点検とされ、また、令和5年度からは自己点検を総括課長補佐等特定の者だけでなく所属全体で取り組むこととされたところである。

しかしながら、所属における自己点検の不適切事務件数は4年度の199件から5年度は135件と減少したものの、制度所管課の実地検査で確認された不適切事務件数は前年度の7件から35件と増加している。

また、令和5年度決算に係る定期監査において全体の約6割の所属で不適切な案件が確認され、そのうちの約7割（245件）が業務点検チェックリストの自己点検では不適正としていた。本来は0件であるべきであり、業務適正化制度の開始から5年になるにもかかわらず取組が機能していないと考える。

については、職員一人一人が業務適正化制度の趣旨・重要性を確実に理解し、不適切事務が確実に是正されるよう、業務適正化制度の定着に努められたい。

### ○令和5年度決算に係る定期監査

監査実施所属数	227所属
うち不適切事務発生所属数	142所属
不適切事務件数	353件
うち自己点検で不適正としていた件数	245件

## (3) その他

- ① 業務適正化制度の効果的運用においては、リスクを認識し、未然防止策を実践するというP D C Aサイクルを確実に実施することが重要であることから、年2回の自己点検のみならず、各所属内で隨時P D C Aサイクルを実施するよう強く進められたい。
- ② 業務適正化の対象事務において、同様の不適切事務が複数の所属で確認されていることから、各所属の認識不足や確認不足で終わらせることなく、組織的な改善を図る必要がある。

については、不適切な事務が発生する要因を分析し、旅費システムや財務等の電子決裁システムにおいて、ポップアップ表示やエラーチェック機能の充実等を工夫し、繰り返し発生する不適切事務の削減に努められたい。

## (参考) 審査の内容

### 1 監査委員と業務適正化推進本部事務局長との意見交換

令和6年2月5日、令和6年8月19日

### 2 事務監査

令和6年7月26日

### 3 本監査

令和6年8月19日（意見交換に兼ねて実施）

### 4 業務適正化関係通知の確認

通 知 日	通 知 名
令和5年3月30日	令和5年度の業務適正化の取組について（通知）
令和5年5月23日	業務適正化に関する実地検査（令和5年度）について（通知）
令和5年12月20日	令和5年度業務適正化の取組に係る自己点検（中間評価）の実施について（通知）
令和6年2月1日	令和5年度業務適正化に関するD B活用研修の実施について（通知）
令和6年3月4日	令和5年度業務適正化の取組に係る自己点検（最終評価）の実施について（通知）
令和6年3月25日	業務適正化に関する実地検査で確認された不適切事務の全所属での再点検について（通知）
令和6年3月27日	令和6年度の業務適正化の取組について（通知）

### 5 業務適正化に係るデータベースの確認

D B名称	主 な 内 容
業務適正化（内部統制）D B	推進本部会議議事録、推進部局発出通知
令和5年度業務適正化（チェックリスト）D B	各所属の取組状況
令和5年度業務適正化（未然防止策）D B	各所属の取組状況
令和5年度業務適正化研修D B	各所属の研修実施状況

## 6 業務適正化（財務以外）に係る実地確認

個人情報管理、公文書管理及び情報管理について令和5年度業務適正化業務点検チェックリスト実施状況報告データベースで確認結果を不適正としていた所属について実地確認を行った。

部局名	所 属	実施年月日	対象事務
生活環境部	くらしの安心局 まちづくり課	令和6年5月27日	公文書管理
子ども家庭部	総合教育推進課	令和6年5月28日	公文書管理
地域社会振興部	人権尊重社会推進局 女性応援課	令和6年6月27日	公文書管理
	文化財局 とつとり弥生の王国推進課	令和6年7月3日	公文書管理
農林水産部	市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	令和6年7月8日	個人情報管理
	森林・林業振興局 林政企画課	令和6年7月19日	公文書管理、 情報管理